

豪雪時における放置車両の移動訓練を実施しました！

道路整備保全課

平成29年11月8日(水)、浦河道路事務所構内にて、豪雪時における放置車両の移動訓練を行いました。この訓練は、平成26年11月の災害対策基本法の改正*を踏まえ、豪雪災害時に緊急車両の通行ルートを確認することを目的としたものです。室蘭開発建設部、浦河警察署、浦河消防署、日本自動車連盟(JAF)など約30の関係機関から約110名が参加し、豪雪災害を想定した実働訓練を実施しました。今回の訓練を通して車両移動の手順をしっかりと確認し、本番での対応に備えることができました。

【災害対策基本法の改正】

災害対策基本法の一部が改正される法律が平成26年11月21日に施行され、大規模災害時における緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることになりました。これにより、道路管理者が放置車両に移動を命じたり、運転者が不在の場合は道路管理者自らが車両の移動を行うことができるようになりました。

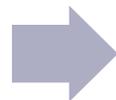
部長の挨拶



参加者が多数

◆訓練の内容

①現地状況の確認と事務所への報告、車両移動前の車両の記録



②放置車両等の移動訓練

- ・災害協定業者(JAF)と連携した車両移動
- ・除雪ドーザ(年間維持業者)による車両移動



③啓開完了後の対応

- ・事務所への報告、警察への引継ぎ
- ・消防による緊急車両の通過、パトロール車両の検問・通過



現地状況の記録・報告



放置車両の移動・撤去



緊急車両の通行